

平成22年第3回定例会議事日程 (第5号)

平成22年3月19日(金曜日)午前10時 開議

- 日程第1 会議録署名議員の指名について
- 日程第2 報第3号 委員長報告
- 日程第3 請願第1号 E P A・F T A推進路線の見直しを求め、日米F T Aの推進に反対する請願
- 日程第4 陳情第1号 保育制度改革に関する意見書提出を求める陳情書
- 日程第5 報第4号 委員長報告
- 日程第6 議第30号 不動産の譲与について
- 日程第7 議第31号 金山町菅田辺地総合整備計画の変更について
- 日程第8 議第32号 金山町中切辺地総合整備計画の変更について
- 日程第9 議第33号 金山町東辺地総合整備計画の変更について
- 日程第10 議第34号 下呂市巖立峡ひめしゃがの湯及び下呂市飛騨小坂ふれあいの森の指定管理者の指定について
- 日程第11 議第35号 下呂市濁河温泉市営露天風呂の指定管理者の指定について
- 日程第12 議第36号 市道の路線認定について
- 日程第13 議第37号 市道の路線変更について
- 日程第14 議第38号 市道の路線廃止について
- 日程第15 議第39号 字の区域の変更について
- 日程第16 議第40号 市営土地改良事業の施行について(古城地区)
- 日程第17 議第41号 市営土地改良事業の施行について(高畑地区)
- 日程第18 議第42号 下呂市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第19 議第43号 下呂市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第20 議第44号 下呂市常勤の特別職職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第21 議第45号 下呂市議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第22 議第46号 下呂市非常勤の特別職職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第23 議第47号 下呂市財産区管理条例の一部を改正する条例について
- 日程第24 議第48号 下呂市基金条例の一部を改正する条例について
- 日程第25 議第49号 下呂市特別会計条例の一部を改正する条例について
- 日程第26 議第50号 下呂市有線テレビ施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第27 議第51号 下呂市手数料条例の一部を改正する条例について
- 日程第28 議第52号 下呂市老人保健施設設置管理条例の一部を改正する条例について
- 日程第29 議第53号 下呂市火葬場・斎場条例の一部を改正する条例について
- 日程第30 議第54号 下呂市公園条例の一部を改正する条例について
- 日程第31 議第55号 下呂市市営住宅条例の一部を改正する条例について
- 日程第32 議第56号 下呂市水道事業給水条例の一部を改正する条例について

- 日程第 33 議第 57 号 下呂市教育研究所条例の一部を改正する条例について
- 日程第 34 議第 58 号 下呂市民会館条例の一部を改正する条例について
- 日程第 35 議第 59 号 下呂市小坂山村開発センター条例の一部を改正する条例について
- 日程第 36 議第 60 号 下呂市公民館条例の一部を改正する条例について
- 日程第 37 議第 61 号 下呂市いきいきセンター条例の一部を改正する条例について
- 日程第 38 議第 62 号 下呂市響会館条例の一部を改正する条例について
- 日程第 39 議第 63 号 下呂市立小中学校の設置等に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第 40 議第 64 号 下呂市体育施設条例の一部を改正する条例について
- 日程第 41 議第 65 号 下呂市元気ではつらつ増進施設条例の一部を改正する条例について
- 日程第 42 議第 66 号 下呂市保育園条例の一部を改正する条例について
- 日程第 43 議第 67 号 下呂市放課後児童クラブ条例の一部を改正する条例について
- 日程第 44 報第 5 号 委員長報告
- 日程第 45 議第 68 号 平成 22 年度下呂市一般会計予算
- 日程第 46 議第 69 号 平成 22 年度下呂市国民健康保険事業特別会計（事業勘定）予算
- 日程第 47 議第 70 号 平成 22 年度下呂市後期高齢者医療特別会計予算
- 日程第 48 議第 71 号 平成 22 年度下呂市老人保健医療事業特別会計予算
- 日程第 49 議第 72 号 平成 22 年度下呂市介護保険特別会計（介護サービス事業勘定）予算
- 日程第 50 議第 73 号 平成 22 年度下呂市介護保険特別会計（保険事業勘定）予算
- 日程第 51 議第 74 号 平成 22 年度下呂市簡易水道事業特別会計予算
- 日程第 52 議第 75 号 平成 22 年度下呂市下水道事業特別会計予算
- 日程第 53 議第 76 号 平成 22 年度下呂市国民健康保険事業特別会計（診療施設勘定）予算
- 日程第 54 議第 77 号 平成 22 年度下呂市下呂財産区特別会計予算
- 日程第 55 議第 78 号 平成 22 年度下呂市水道事業会計予算
- 日程第 56 議第 79 号 平成 22 年度下呂市下呂温泉合掌村事業会計予算
- 日程第 57 議第 80 号 平成 22 年度下呂市立金山病院事業会計予算
- 日程第 58 議第 81 号 下呂市行政組織条例の一部を改正する条例について
- 日程第 59 議第 82 号 下呂市行政改革推進委員会設置条例の一部を改正する条例について
- 日程第 60 議第 83 号 下呂市地域審議会条例の一部を改正する条例について
- 日程第 61 議第 84 号 下呂市都市計画審議会設置条例の一部を改正する条例について
- 日程第 62 閉会中の委員会継続調査申し出について
- 日程第 63 委員会提出議案第 1 号 下呂市議会会議規則の一部を改正する規則について
- 日程第 64 委員会提出議案第 2 号 核兵器廃絶の国際条約締結に向けて積極的な働きかけを求める意見書について

（追加日程）

- 追加日程第 1 委員会提出議案第 3 号 下呂市議会委員会条例の一部を改正する条例について
- 追加日程第 2 委員会提出議案第 4 号 日米 F T A（自由貿易協定）に反対する意見書について
- 追加日程第 3 委員会提出議案第 5 号 保育制度改革に関する意見書について

出席議員（21名）

議長	木 一 良 政	1 番	今 井 政 嘉
2 番	山 川 博 己	3 番	日下部 俊 雄
4 番	中 島 博 隆	5 番	伊 藤 嚴 悟
6 番	松 井 旬 子	7 番	一 木 良 一
8 番	奥 田 重 後	9 番	服 部 秀 洋
10 番	吾 郷 孝 枝	11 番	二 村 金 吾
12 番	中 島 新 吾	13 番	中 島 達 也
14 番	熊 崎 兼 治	16 番	中 野 憲 太 郎
17 番	田 口 幸 雄	18 番	山 下 一 彦
19 番	二 村 勝 己	20 番	大 前 武 憲
21 番	宮 川 茂 治		

欠席議員（なし）

地方自治法第121条の規定により説明のため会議に出席した者の職・氏名

市長	野 村 誠	副市長	金 山 鎮 雄
教育長	長谷川 藤 三	総務部長	今 井 能 和
企画部長	早 兼 高 美	市民部長	今 井 隆 夫
健康福祉部長	熊 崎 武 司	農林部長	田 口 守 彦
観光商工部長	曾 我 満 利	建設部長	杉 山 裕
上下水道部長	今 井 弘 司	環境部長	栃 井 利 夫
教育総務課長	池 戸 昇	消防長	住 弥
金山病院		萩原振興	
事務局長	蒲 宜 久	事務所長	青 木 進 一
下呂振興		金山振興	
事務所長	細 江 義 和	事務所長	中 島 俊 則
馬瀬振興		総務部理事兼	
事務所長	川 口 太 三	小坂振興事務所長	阪 本 敏 男
		事務取扱	

本会議に職務のため出席した者の職・氏名

議会事務局長	村 山 鏡 子	書記	二 村 勝 浩
書記	松 田 健 司		

午前 10 時 00 分 開議

◎開議の宣告

○議長（木一良政君）

おはようございます。

ただいまの出席議員は 21 名で定足数に達しております。

直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

なお、報道機関及び広報「げろ」から取材の申し込みがございますので、これを許可いたしました。

---

◎会議録署名議員の指名について

○議長（木一良政君）

日程第 1、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員は、会議規則第 81 条の規定により、13 番 中島達也君、14 番 熊崎兼治君を指名いたします。

---

◎報第 3 号について

○議長（木一良政君）

日程第 2、報第 3 号 委員長報告を行います。

本定例会において付託しました日程第 3、請願第 1 号 EPA・FTA 推進路線の見直しを求め、日米 FTA の推進に反対する請願、日程第 4、陳情第 1 号 保育制度改革に関する意見書提出を求める陳情書、以上 2 件を一括議題といたします。

審査結果について、所管の委員長の報告を求めます。

建設経済常任委員会委員長 一木良一君。

○建設経済常任委員長（一木良一君）

おはようございます。

これより先般行われました建設経済常任委員会の報告をさせていただきます。

平成 22 年 3 月 10 日火曜日午前 9 時 30 分から、下呂庁舎会議室におきまして、第 3 回建設経済常任委員会を開催いたしました。出席者は委員全員、市長、副市長、建設部長、建設課長、室長、観光商工部長、観光課長、課長補佐、環境部長、環境施設課長、農林部長、農林部次長、農林課長、林務課長、上下水道部長、水道料金課長、主幹、課長補佐の出席をいただきました。傍聴議員は田口議員、松井議員、日下部議員の 3 名でございました。

付託案件、請願第 1 号 EPA・FTA 推進路線の見直しを求め、日米 FTA の推進に反対する請願についての報告をさせていただきます。

この請願第 1 号に関しましては、賛成多数をもって可決すべきものと決しました。

以上、報告を終わります。

○議長（木一良政君）

続いて、教育民生常任委員会委員長 二村金吾君。

○教育民生常任委員長（二村金吾君）

付託案件についての報告をさせていただきます。

陳情第 1 号 保育制度改革に関する意見書提出を求める陳情書につきまして、保育制度を国で検討し

ている中で、もう少し待った方がいいのではという意見もございました。県下において、ほかの動きはということで、現在は岐阜市が請願、美濃加茂市が陳情という形で上がっているということでございました。採決の結果、賛成多数で採択するものと決しましたので、報告を申し上げます。

○議長（木一良政君）

委員長報告を終わります。

---

◎請願第1号及び陳情第1号について（質疑・討論・採決）

○議長（木一良政君）

これより委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑なしと認めます。

これで質疑を終結いたします。

これより討論を行います。

まず、本件に反対者の発言を許可いたします。

討論ありませんか。

〔発言する者なし〕

次に、原案に賛成者の発言を許可いたします。

討論ありませんか。

〔発言する者なし〕

討論なしと認めます。

これで討論を終結いたします。

これより採決を行います。

請願第1号 EPA・FTA推進路線の見直しを求め、日米FTAの推進に反対する請願に対する委員長の報告は採択です。

この請願を委員長の報告のとおり決することに賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

挙手全員です。よって、請願第1号については採択することに決定いたしました。

陳情第1号 保育制度改革に関する意見書提出を求める陳情書に対する委員長の報告は採択です。

この陳情を委員長の報告のとおり決することに賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

挙手多数です。よって、陳情第1号については採択することに決定いたしました。

---

◎報第4号について

○議長（木一良政君）

日程第5、報第4号 委員長報告を行います。

本定例会において付託しました日程第6、議第30号 不動産の譲与について、日程第7、議第31号 金山町菅田辺地総合整備計画の変更について、日程第8、議第32号 金山町中切辺地総合整備計画の変更について、日程第9、議第33号 金山町東辺地総合整備計画の変更について、日程第10、議第34号 下呂市巖立峡ひめしゃがの湯及び下呂市飛騨小坂ふれあいの森の指定管理者の指定について、日程

第 11、議第 35 号 下呂市濁河温泉市営露天風呂の指定管理者の指定について、日程第 12、議第 36 号 市道の路線認定について、日程第 13、議第 37 号 市道の路線変更について、日程第 14、議第 38 号 市道の路線廃止について、日程第 15、議第 39 号 字の区域の変更について、日程第 16、議第 40 号 市営土地改良事業の施行について（古城地区）、日程第 17、議第 41 号 市営土地改良事業の施行について（高畑地区）、日程第 18、議第 42 号 下呂市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例について、日程第 19、議第 43 号 下呂市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について、日程第 20、議第 44 号 下呂市常勤の特別職職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について、日程第 21、議第 45 号 下呂市議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例について、日程第 22、議第 46 号 下呂市非常勤の特別職職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について、日程第 23、議第 47 号 下呂市財産区管理条例の一部を改正する条例について、日程第 24、議第 48 号 下呂市基金条例の一部を改正する条例について、日程第 25、議第 49 号 下呂市特別会計条例の一部を改正する条例について、日程第 26、議第 50 号 下呂市有線テレビ施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について、日程第 27、議第 51 号 下呂市手数料条例の一部を改正する条例について、日程第 28、議第 52 号 下呂市老人保健施設設置管理条例の一部を改正する条例について、日程第 29、議第 53 号 下呂市火葬場・斎場条例の一部を改正する条例について、日程第 30、議第 54 号 下呂市公園条例の一部を改正する条例について、日程第 31、議第 55 号 下呂市市営住宅条例の一部を改正する条例について、日程第 32、議第 56 号 下呂市水道事業給水条例の一部を改正する条例について、日程第 33、議第 57 号 下呂市教育研究所条例の一部を改正する条例について、日程第 34、議第 58 号 下呂市民会館条例の一部を改正する条例について、日程第 35、議第 59 号 下呂市小坂山村開発センター条例の一部を改正する条例について、日程第 36、議第 60 号 下呂市公民館条例の一部を改正する条例について、日程第 37、議第 61 号 下呂市いきいきセンター条例の一部を改正する条例について、日程第 38、議第 62 号 下呂市響会館条例の一部を改正する条例について、日程第 39、議第 63 号 下呂市立小中学校の設置等に関する条例の一部を改正する条例について、日程第 40、議第 64 号 下呂市体育施設条例の一部を改正する条例について、日程第 41、議第 65 号 下呂市元気ではつらつ増進施設条例の一部を改正する条例について、日程第 42、議第 66 号 下呂市保育園条例の一部を改正する条例について、日程第 43、議第 67 号 下呂市放課後児童クラブ条例の一部を改正する条例について、以上 38 件を一括議題といたします。

審査結果について、所管の委員長の報告を求めます。

総務常任委員会委員長 中島達也君。

○総務常任委員長（中島達也君）

総務常任委員会の報告をさせていただきます。

去る 3 月 8 日、総務常任委員会を開催し、本定例会で当委員会に付託されました上程 13 議案を審査いたしました。出席者は委員全員、執行部より市長、副市長、総務部長、企画部長、消防長、ほか関係職員であります。

慎重審査をいたしまして、採決の結果は次のとおりであります。

議第 30 号 不動産の譲与について、議第 31 号 金山町菅田辺地総合整備計画の変更について、議第 32 号 金山町中切辺地総合整備計画の変更について、議第 33 号 金山町東辺地総合整備計画の変更について、議第 42 号 下呂市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例について、議第 43 号 下呂市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について、議第 44 号 下呂市常勤の特別職職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について、議第 45 号 下呂市議会議員の議員報酬、

費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例について、議第 46 号 下呂市非常勤の特別職職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について、議第 47 号 下呂市財産区管理条例の一部を改正する条例について、議第 49 号 下呂市特別会計条例の一部を改正する条例について、議第 50 号 下呂市有線テレビ施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について、以上 12 議案は、全会一致で可決すべきものと決しました。また、議第 48 号 下呂市基金条例の一部を改正する条例については、賛成多数で可決すべきものと決しましたので、以上報告をさせていただきます。

○議長（木一良政君）

続いて、建設経済常任委員会委員長 一木良一君。

○建設経済常任委員長（一木良一君）

議会より付託されました 12 議案につきまして、建設経済常任委員会を開催し、審査をいたしました。日時、3 月 10 日火曜日午前 9 時 30 分から、庁舎会議室におきまして行いました。出席者、委員全員と、執行部からは、市長、副市長、以下関係担当職員でございます。傍聴は 3 名の議員であります。

付託案件の議第 34 号 下呂市巖立峡ひめしゃがの湯及び下呂市飛騨小坂ふれあいの森の指定管理者の指定についてでございます。そして議第 35 号 下呂市濁河温泉市営露天風呂の指定管理者の指定について、議第 36 号 市道の路線認定について、議第 37 号 市道の路線変更について、議第 38 号 市道の路線廃止について、議第 39 号 字の区域の変更について、議第 40 号 市営土地改良事業の施行について（古城地区）、議第 41 号 市営土地改良事業の施行について（高畑地区）、議第 53 号 下呂市火葬場・斎場条例の一部を改正する条例について、議第 54 号 下呂市公園条例の一部を改正する条例について、議第 55 号 下呂市市営住宅条例の一部を改正する条例について、議第 56 号 下呂市水道事業給水条例の一部を改正する条例についての 12 議案でございました。

執行部からは説明を求め、慎重に審査をいたしました結果、議第 34 号につきましては全会一致で可決すべきものと決しました。以下議第 35 号、議第 36 号、議第 37 号、議第 38 号、議第 39 号、議第 40 号、議第 41 号、議第 53 号、議第 54 号、議第 55 号、議第 56 号につきましても全会一致で可決すべきものと決しました。

以上、付託されました 12 件の事項についての委員長報告とさせていただきます。

○議長（木一良政君）

続いて、教育民生常任委員会委員長 二村金吾君。

○教育民生常任委員長（二村金吾君）

去る 3 月 11 日に行われました第 2 回教育民生常任委員会の委員長報告をさせていただきます。

今回付託されました 13 議案を協議いたしました。

議第 51 号 下呂市手数料条例の一部を改正する条例について、これは窓口業務に係る交付手数料の見直しのため、当該条例の一部を改正するものでございます。議第 52 号 下呂市老人保健施設設置管理条例の一部を改正する条例について、これは、小坂老人保健施設において医療機関型併設型小規模介護老人保健施設の介護サービスを平成 22 年 3 月 1 日より開始するため、当該条例の一部を改正するものでございます。入所定員を 16 人から 13 床増床して 29 人とするものほかでございます。議第 57 号 下呂市教育研究所条例の一部を改正する条例について、これは下呂市教育研究所の機能を持っていた金山教育センターを閉鎖するため、当該条例の一部を改正するものでございます。議第 58 号 下呂市民会館条例の一部を改正する条例について、これは当該条例に規定している公民館の使用料を設置目的にかんがみ公民館条例に移行するとともに、市民会館も各館の使用基準の平準化を図るため、当該条例の

一部を改正するものでございます。下呂市民会館としては、萩原星雲会館及び下呂金山市民会館の3館でございます。議第59号 下呂市小坂山村開発センター条例の一部を改正する条例について、これは、小坂山村開発センターは主に生涯学習の場として使用されている施設であり、公民館と同じ使用基準とするため、当該条例の一部を改正するものでございます。議第60号 下呂市公民館条例の一部を改正する条例について、これは市民会館条例に規定している公民館の使用料を公民館条例に移行するとともに各館の使用基準の平準化を図るため、当該条例の一部を改正するものであり、下呂市には13の公民館がございます。議第61号 下呂市いきいきセンター条例の一部を改正する条例について、これは、金山地域菅田地区にある下呂市いきいきセンターは地域文化交流の場として使用されている施設であり、公民館と同じ使用基準とするため、当該条例の一部を改正するものでございます。議第62号 下呂市響会館条例の一部を改正する条例について、これは、萩原地域にある下呂市響会館は郷土芸能及び伝統芸能の継承に活動拠点とすることを目的として設置された施設であり、使用の実態に合わせた使用料とするため、当該条例の一部を改正するものでございます。議第63号 下呂市立小中学校の設置等に関する条例の一部を改正する条例について、これは下呂市立小・中学校の屋外運動場の照明施設を目的外で使用する際に必要な電気料金を反映した使用料とするため、当該条例の一部を改正するものであり、10月1日から施行でございます。議第64号 下呂市体育施設条例の一部を改正する条例について、これは下呂市体育施設について、管理費を反映した使用料とするため、当該条例の一部を改正するものでございます。議第65号 下呂市元気ではつらつ増進施設条例の一部を改正する条例について、これは下呂市元気ではつらつ増進施設について、管理費を反映した使用料とするため、当該条例の一部を改正するものでございます。これは上ヶ平サンビレッジと金山リバーサイドスポーツセンターでございます。議第66号 下呂市保育園条例の一部を改正する条例について、これは小坂保育園と湯屋保育園の統合により、平成22年3月31日をもって湯屋保育園を閉園するため、当該条例の一部を改正するものでございます。議第67号 下呂市放課後児童クラブ条例の一部を改正する条例について、放課後児童クラブ利用者へのサービスの均衡及びニーズへの対応を図るため、当該条例の一部を改正するものでございます。これは湯屋ほのぼのクラブを削除し、萩原北ふるさとクラブ及び馬瀬わかあゆクラブを追加するものでございます。

以上13議案を慎重審査し、採決の結果、議第63号、議第64号、議第65号は賛成多数、ほかの議案は全会一致で可決すべきものと決しましたので、報告をいたします。

---

◎議第30号から議第67号までについて（質疑・討論・採決）

○議長（木一良政君）

委員長報告を終わり、これより委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔発言する者なし〕

質疑なしと認めます。

これで質疑を終結いたします。

これより討論を行います。

まず、本38件に反対者の発言を許可いたします。

討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

次に、原案に賛成者の発言を許可いたします。



討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認めます。

これで討論を終結します。

これより採決を行います。

議第 30 号 不動産の譲与について、委員長の報告は可決です。委員長の報告のとおり決することに賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

挙手全員です。よって、議第 30 号については委員長の報告のとおり可決されました。

議第 31 号 金山町菅田辺地総合整備計画の変更について、委員長の報告は可決です。委員長の報告のとおり決することに賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

挙手全員です。よって、議第 31 号については委員長の報告のとおり可決されました。

議第 32 号 金山町中切辺地総合整備計画の変更について、委員長の報告は可決です。委員長の報告のとおり決することに賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

挙手全員です。よって、議第 32 号については委員長の報告のとおり可決されました。

議第 33 号 金山町東辺地総合整備計画の変更について、委員長の報告は可決です。委員長の報告のとおり決することに賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

挙手全員です。よって、議第 33 号については委員長の報告のとおり可決されました。

議第 34 号 下呂市巖立峡ひめしゃがの湯及び下呂市飛騨小坂ふれあいの森の指定管理者の指定について、委員長の報告は可決です。委員長の報告のとおり決することに賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

挙手全員です。よって、議第 34 号については委員長の報告のとおり可決されました。

議第 35 号 下呂市濁河温泉市営露天風呂の指定管理者の指定について、委員長の報告は可決です。委員長の報告のとおり決することに賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

挙手全員です。よって、議第 35 号については委員長の報告のとおり可決されました。

議第 36 号 市道の路線認定について、委員長の報告は可決です。委員長の報告のとおり決することに賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

挙手全員です。よって、議第 36 号については委員長の報告のとおり可決されました。

議第 37 号 市道の路線変更について、委員長の報告は可決です。委員長の報告のとおり決することに賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

挙手全員です。よって、議第 37 号については委員長の報告のとおり可決されました。

議第 38 号 市道の路線廃止について、委員長の報告は可決です。委員長の報告のとおり決することに賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

挙手全員です。よって、議第 38 号については委員長の報告のとおり可決されました。

議第 39 号 字の区域の変更について、委員長の報告は可決です。委員長の報告のとおり決することに賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

挙手全員です。よって、議第 39 号については委員長の報告のとおり可決されました。

議第 40 号 市営土地改良事業の施行について（古城地区）、委員長の報告は可決です。委員長の報告のとおり決することに賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

挙手全員です。よって、議第 40 号については委員長の報告のとおり可決されました。

議第 41 号 市営土地改良事業の施行について（高畑地区）、委員長の報告は可決です。委員長の報告のとおり決することに賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

挙手全員です。よって、議第 41 号については委員長の報告のとおり可決されました。

議第 42 号 下呂市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例について、委員長の報告は可決です。委員長の報告のとおり決することに賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

挙手全員です。よって、議第 42 号については委員長の報告のとおり可決されました。

議第 43 号 下呂市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について、委員長の報告は可決です。委員長の報告のとおり決することに賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

挙手全員です。よって、議第 43 号については委員長の報告のとおり可決されました。

議第 44 号 下呂市常勤の特別職職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について、委員長の報告は可決です。委員長の報告のとおり決することに賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

挙手全員です。よって、議第 44 号については委員長の報告のとおり可決されました。

議第 45 号 下呂市議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例について、委員長の報告は可決です。委員長の報告のとおり決することに賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

挙手全員です。よって、議第 45 号については委員長の報告のとおり可決されました。

議第 46 号 下呂市非常勤の特別職職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について、委員長の報告は可決です。委員長の報告のとおり決することに賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

挙手全員です。よって、議第 46 号については委員長の報告のとおり可決されました。

議第 47 号 下呂市財産区管理条例の一部を改正する条例について、委員長の報告は可決です。委員長の報告のとおり決することに賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

挙手全員です。よって、議第 47 号については委員長の報告のとおり可決されました。

議第 48 号 下呂市基金条例の一部を改正する条例について、委員長の報告は可決です。委員長の報告のとおり決することに賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

挙手多数です。よって、議第 48 号については委員長の報告のとおり可決されました。

議第 49 号 下呂市特別会計条例の一部を改正する条例について、委員長の報告は可決です。委員長の報告のとおり決することに賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

挙手全員です。よって、議第 49 号については委員長の報告のとおり可決されました。

議第 50 号 下呂市有線テレビ施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について、委員長の報告は可決です。委員長の報告のとおり決することに賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

挙手全員です。よって、議第 50 号については委員長の報告のとおり可決されました。

議第 51 号 下呂市手数料条例の一部を改正する条例について、委員長の報告は可決です。委員長の報告のとおり決することに賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

挙手全員です。よって、議第 51 号については委員長の報告のとおり可決されました。

議第 52 号 下呂市老人保健施設設置管理条例の一部を改正する条例について、委員長の報告は可決です。委員長の報告のとおり決することに賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

挙手全員です。よって、議第 52 号については委員長の報告のとおり可決されました。

議第 53 号 下呂市火葬場・斎場条例の一部を改正する条例について、委員長の報告は可決です。委員長の報告のとおり決することに賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

挙手全員です。よって、議第 53 号については委員長の報告のとおり可決されました。

議第 54 号 下呂市公園条例の一部を改正する条例について、委員長の報告は可決です。委員長の報告のとおり決することに賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

挙手全員です。よって、議第 54 号については委員長の報告のとおり可決されました。

議第 55 号 下呂市市営住宅条例の一部を改正する条例について、委員長の報告は可決です。委員長の報告のとおり決することに賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

挙手全員です。よって、議第 55 号については委員長の報告のとおり可決されました。

議第 56 号 下呂市水道事業給水条例の一部を改正する条例について、委員長の報告は可決です。委員長の報告のとおり決することに賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

挙手全員です。よって、議第 56 号については委員長の報告のとおり可決されました。

議第 57 号 下呂市教育研究所条例の一部を改正する条例について、委員長の報告は可決です。委員長の報告のとおり決することに賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

挙手全員です。よって、議第 57 号については委員長の報告のとおり可決されました。

議第 58 号 下呂市民会館条例の一部を改正する条例について、委員長の報告は可決です。委員長の報告のとおり決することに賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

挙手全員です。よって、議第 58 号については委員長の報告のとおり可決されました。

議第 59 号 下呂市小坂山村開発センター条例の一部を改正する条例について、委員長の報告は可決です。委員長の報告のとおり決することに賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

挙手全員です。よって、議第 59 号については委員長の報告のとおり可決されました。

議第 60 号 下呂市公民館条例の一部を改正する条例について、委員長の報告は可決です。委員長の報告のとおり決することに賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

挙手全員です。よって、議第 60 号については委員長の報告のとおり可決されました。

議第 61 号 下呂市いきいきセンター条例の一部を改正する条例について、委員長の報告は可決です。委員長の報告のとおり決することに賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

挙手全員です。よって、議第 61 号については委員長の報告のとおり可決されました。

議第 62 号 下呂市響会館条例の一部を改正する条例について、委員長の報告は可決です。委員長の報告のとおり決することに賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

挙手全員です。よって、議第 62 号については委員長の報告のとおり可決されました。

議第 63 号 下呂市立小中学校の設置等に関する条例の一部を改正する条例について、委員長の報告は可決です。委員長の報告のとおり決することに賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

挙手多数です。よって、議第 63 号については委員長の報告のとおり可決されました。

議第 64 号 下呂市体育施設条例の一部を改正する条例について、委員長の報告は可決です。委員長の報告のとおり決することに賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

挙手多数です。よって、議第 64 号については委員長の報告のとおり可決されました。

議第 65 号 下呂市元気ではつらつ増進施設条例の一部を改正する条例について、委員長の報告は可決です。委員長の報告のとおり決することに賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

挙手多数です。よって、議第 65 号については委員長の報告のとおり可決されました。

議第 66 号 下呂市保育園条例の一部を改正する条例について、委員長の報告は可決です。委員長の報告のとおり決することに賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

挙手全員です。よって、議第 66 号については委員長の報告のとおり可決されました。

議第 67 号 下呂市放課後児童クラブ条例の一部を改正する条例について、委員長の報告は可決です。委員長の報告のとおり決することに賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

挙手全員です。よって、議第 67 号については委員長の報告のとおり可決されました。

---

◎報第 5 号について

○議長（木一良政君）

それでは、日程第 44、報第 5 号 委員長報告を行います。

本定例会において付託しました日程第 45、議第 68 号 平成 22 年度下呂市一般会計予算、日程第 46、議第 69 号 平成 22 年度下呂市国民健康保険事業特別会計（事業勘定）予算、日程第 47、議第 70 号 平成 22 年度下呂市後期高齢者医療特別会計予算、日程第 48、議第 71 号 平成 22 年度下呂市老人保健医療事業特別会計予算、日程第 49、議第 72 号 平成 22 年度下呂市介護保険特別会計（介護サービス事業勘定）予算、日程第 50、議第 73 号 平成 22 年度下呂市介護保険特別会計（保険事業勘定）予算、日程第 51、議第 74 号 平成 22 年度下呂市簡易水道事業特別会計予算、日程第 52、議第 75 号 平成 22 年度下呂市下水道事業特別会計予算、日程第 53、議第 76 号 平成 22 年度下呂市国民健康保険事業特別会計（診療施設勘定）予算、日程第 54、議第 77 号 平成 22 年度下呂市下呂財産区特別会計予算、日程第 55、議第 78 号 平成 22 年度下呂市水道事業会計予算、日程第 56、議第 79 号 平成 22 年度下呂市下呂温泉合掌村事業会計予算、日程第 57、議第 80 号 平成 22 年度下呂市立金山病院事業会計予算、以上 13 件を一括議題といたします。

審査結果について、委員長の報告を求めます。

予算特別委員会委員長 日下部俊雄君。

○予算特別委員長（日下部俊雄君）

予算特別委員会の審査結果を報告をいたします。

3 月 12 日から 17 日までの 4 日間、予算特別委員会を開催し、付託された議第 68 号から議第 80 号まで、13 議案について審査し、すべての議案を議決しました。

そのうち議第 68 号 平成 22 年度下呂市一般会計予算、議第 69 号 平成 22 年度下呂市国民健康保険特別会計（事業勘定）予算、議第 70 号 平成 22 年度下呂市後期高齢者医療特別会計予算、議第 75 号 平成 22 年度下呂市下水道事業特別会計予算、議第 80 号 平成 22 年度下呂市立金山病院事業会計予算の 5 議案については、賛成多数で可決すべきものと決しました。議第 71 号 平成 22 年度下呂市老人保健医療事業特別会計予算、議第 72 号 平成 22 年度下呂市介護保険特別会計（介護サービス事業勘定）予算、議第 73 号 平成 22 年度下呂市介護保険特別会計（保険事業勘定）予算、議第 74 号 平成 22 年度下呂市簡易水道事業特別会計予算、議第 76 号 平成 22 年度下呂市国民健康保険事業特別会計（診療施設勘定）予算、議第 77 号 平成 22 年度下呂市下呂財産区特別会計予算、議第 78 号 平成 22 年度下呂市水道事業会計予算、議第 79 号 平成 22 年度下呂市下呂温泉合掌村事業会計予算の 8 議案については、全員賛成で可決すべきものと決しました。

以上、報告いたします。

---

◎議第 68 号から議第 80 号までについて（質疑・討論・採決）

○議長（木一良政君）

委員長報告を終わり、これより委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

[発言する者なし]

質疑なしと認めます。

これで質疑を終結いたします。

これより討論を行います。

まず、本 13 件に反対者の発言を許可いたします。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

10番 吾郷孝枝さん。

○10番 (吾郷孝枝君)

ちょうど1年前は、100年に1度、戦後最大と言われている大不況の真ただ中での予算議会でした。前政権は、必死で経済活性化政策を1次、2次と打ち出しましたが、ほどなく民主党政権にかわりました。新政権も前政権から引き継ぐ形で経済危機打開の補正予算を追加してきましたが、依然として国民の暮らしの実態は極めて深刻です。失業、賃下げ、倒産など、どのデータからも史上最悪の数字が更新され、あらゆる分野の格差はますます広がっていると思います。

では、こういった日本経済を救う道はどこにあるのか、どこに活路を見出していったらいいのか、それは外需頼みから内需拡大に切りかえ、国民の懐、家計を温めること、老後の不安や貧困をなくして、お金が消費に回るよう、経済面でも内需循環型社会にしていくことだと言われてはいますが、私もそのとおりだと思っています。

下呂市においても、不況を反映した観光客の減少や消費単価の低下、企業の撤退、縮小による市民税収入の落ち込みや水道利用量の減少が報告されたところです。働きたくても働くところもない。親の年金に助けられているという人も珍しくはありません。

このような状況下で、今議会に上程された一般会計、国保、後期高齢者医療、下水道会計については、問題点もあることから賛成できません。一般会計予算では、市税が前年度に比べマイナス3億2,700万円となっていますが、これは地方交付税と臨時財政対策債とで前年比プラス5億3,800万円となっていることから十分担保されており、その意味では、地方交付税の財源保障機能が発揮されている予算と見ることができます。また、一般会計の歳入合計では、昨年比で12億3,000万円のマイナスとなっていますが、これも新年度で予定されていた事業を臨時交付金事業で21年度に前倒して実施できたことや、基金の取り崩しや借金の積み増しを抑えられていると理解しています。このことから下呂市の財政は夕張のように決してならないし、行き過ぎた不安や心配をあおるような言動は厳に慎まなくてはなりません。むしろ問題なのは、特別養護老人ホームの増設など、少しでも早く公共事業としてやるべきことを先送りして、ふえ続ける待機者対策の抜本的解決に消極的なことです。特養の待機者が400人近くあり、家庭での介護の限界もあり、事故が起こってからでは遅過ぎます。財政力がある今のうちに下呂市が積極的に取り組まなければならない事業のほすが、新年度予算では取り組みの姿勢すら見えないのが非常に残念です。今、市民が一番望んでいることも、お金がないのでやれないのではなく、お金はあるけどとりあえず貯金しておこうというのが新年度予算の大きな問題点だと思います。早くやらなければならないことを先送りしている本予算に手放しで賛成するわけにはいきません。

一方、評価すべき点として、新年度から第3子の保育料を無料化されることは前進面として評価します。対象を3歳未満児にも拡大し、制度のさらなる充実を望みます。また、県下でもいち早く子宮頸がん予防ワクチン接種の助成に踏み切られたことは、医師会の先生方の協力があったからこそできることで、協働の姿勢としても評価します。さらに、市内の中小企業支援として小口融資事業や経営安定資金融資事業の拡充も予算に反映されていて評価すべき点です。

これらの事業も、ただ延命治療的なもので終わらせるのではなく、市民や事業者が将来に展望が持てるよう支援することとあわせて広げていかなければ、実効性のある事業になっていきません。その意味で、元気な下呂市づくりの中身の十分な検証が必要です。こんなときだからこそ、今までとは違った大胆な発想の転換が必要ですし、市民の生活にもっと目を向け、老後の心配をなくし、文化、芸術、スポーツ、健康と、だれもが人生を楽しめるような内需拡大に真剣に取り組んでこそ、安心して元気なまちづくりができると確信しています。そのために、議員として広い視野で物事を見きわめ、民主主義に反す

るようなことや公平でないこと、不合理なことは市民の立場でしっかり行政をチェックし、市民にとってよいことはどなたとでも協力し、市政をどれだけも前に進めるよう力を尽くしていくことを申し上げて、反対討論といたします。

○議長（木一良政君）

次に、原案に賛成者の発言を許可いたします。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

9番 服部秀洋君。

○9番（服部秀洋君）

9番 服部です。

野村市政3年目を迎えるに当たって、執行部より提出されました平成22年度当初予算に対する賛成討論を行います。

歳入歳出ともに平成21年度比5.8%減の199億3,000万円で、下呂市発足後、最少額となりました。財政シミュレーションでも示されたように、特に厳しくなるのは、この先10年後の合併特例期限である平成31年度以降であります。10年先を見据えた将来のために少しでも負担軽減をとという思いやりの予算配分であります。にもかかわらず、投入すべきところにはしっかり予算を増額するというめり張りの効いた予算でもあります。激減の著しい普通建設事業費であります。平成20年度の補正予算、地域活性化・生活対策交付金、そして平成21年度の地域活性化・経済大佐臨時交付金、また地域活性化臨時交付金事業の有効活用により、22年度に予定しておりました事業が行われたこととなります。金額にいたしまして、約13億円分相当が前倒しで実施できたということでもあります。

野村市政が掲げる3本柱の一つ、安心・安全なまちづくりの面では、有利な補助事業採択に向け、予定より完成が早まる見込みであります市立金山病院新築移転実施設計委託料に6,426万円、県立下呂温泉病院跡地利用のための積み立てとして1億、また市長のマニフェストでもあった第3子保育料無料化、インフルエンザ、水ぼうそう、おたふく風邪、子宮頸がんワクチン接種に対する補助。将来を担う子供たちのために、下呂市小学校校舎改築、竹原小学校耐震補強事業など、また命の源でもあります飲料水確保という目的で、東上田の浄水場建設に3億8,000万、元気なまちづくりのための予算においては、観光立市を標榜しながら少な過ぎると、合併以来再三指摘のありました観光商工費が前年度比65.3%増であります。疲弊する市内産業の緊急対策としての経営安定資金融資事業に4億2,000万、さらに小口融資事業には2億6,000万、観光立市の確立を目指し、観光戦略強化事業に9,800万円、基盤整備に800万、観光誘致対策事業には1億746万円であります。国策でもあるインバウンドのみならず、国内観光客の誘致のためにも6,000万円が投じられております。交流会館アクティブの利活用強化のためのコンベンション誘致には、前年の1,200万円増の3,000万が盛り込まれております。緊急雇用創出事業として20名を一時雇用、かかる経費に2,435万円、それに加えて、市単独で雇用促進と事業者の負担軽減を図る新規事業に500万円、本年6月に開催されます豊かな海づくり大会、馬瀬地域がサテライト会場に選ばれておりますが、その経費として317万円、市営牧場の整備に充てられる草地林地一体的利用総合整備事業に1億254万円、林業施策では、間伐材搬出利用促進事業に2,000万、太陽光発電補助の継続に続く地球温暖化防止対策として、間伐材の有効利用、ペレットストーブ導入に対して1年分の燃料代の補助、3月27日に待ちわびた正式オープンとなる交流会館、こけら落としの東京フィルハーモニー公演は、早朝から長蛇の列であったというお話でございます。文化、スポーツなどアクティブのイベントに8,144万円、3本目の柱であります信頼できる市政運営、合併時の負の遺産とも言われ、内外から指摘の多い公の施設に対し、22年度からは基準を定め、本格的に見直されると説明を受けました。差

し当たって、22年度指定管理者制度導入費用に3億8,879万円、公費負担も多く、老朽化が著しい濁河スキー場リフトは、いよいよ撤去ということになります。かかる費用に2,787万円、厳しい財政を乗り越え、後世にツケを残さないため、財政の健全化が図られた予算であります。元気なまちづくりのかなめ、交流会館アクティブ、まさに交流人口を増加させるための目的にふさわしいネーミングであります。音楽や文化事業、スポーツの大会や各種団体、企業の総会等使用目的はさまざまであります。それを踏まえても、各課横断的に協力し合っていただき、訪れた方々に喜びを与え、また訪れたいまち下呂と言っていたきたいと思えます。リピーターがどんどん増加し、また最も効果があると言われております無料の宣伝、口コミがどんどんふえてくる。おもてなしの心、ホスピタリティー宣言のもとに市民みずからが自主的に協力し合い、元気に下呂市づくりに邁進できる施策が多分に盛り込まれておる平成22年度の当初予算に対する賛成討論といたします。

○議長（木一良政君）

ほかに討論ありませんか。

[挙手する者あり]

13番 中島達也君。

○13番（中島達也君）

ただいま服部議員が詳細の賛成討論をされました。私は思うんですが、共産党市議団は毎年反対されるわけでございまして、もし反対であれば、財源措置など、そういった腹案を持って、また修正案を出して討論すべきでないかというふうに申し上げておきます。

まずもって、このたびの予算編成におかれましては、新政権のもとでの事業仕分け、国会審議のおくれ、また県においては財政再建を柱にした予算など、国や県の支援内容が直前まで不透明で、例年に比べ大変な作業であったと思えます。心より感謝と敬意を申し上げます。予算委員会でも反対されました国保会計についても、一般会計からの繰り入れが年々増加しております。財政運営が厳しくなっています。新政権では、後期高齢者の医療制度を廃止した後の制度の概要が今発表されておりますけれども、運営負担割合も不透明な部分がありますし、公費の負担増が確実視されています。

予算委員会で執行部からの説明もありましたが、今後の厳しい財政の中、市町村単独での財政運営では持たず、県や広域連合が保険者として運営しなければならない見通しだと示されています。また、下水道事業においても事業委託などの指摘がありましたが、下呂市内の下水道のインフラ整備も大幅に進み、業務量が減少すれば、委託業務内容がシフトしていくことは雇用面から見ても自然のことではないでしょうか。下水道事業の起債償還がピークを過ぎたとはいえ、厳しい財政運営が続く中で、民でできることは民で、官から民への移行は行政の大きな命題であると思えます。

どちらにしても、先日出されました後期の総合計画や合理化計画を見ても、人口減や地域経済の厳しい税収の見通し、合併特例の件など配慮されたものであり、市民サービスを極限まで落とさず、将来への負担を考えた後期総合計画の初年度に当たる新年度の予算は、一方では緊縮に努めながら、観光、企業経営の支援や子育て支援に配慮した積極的な予算であることを認め、賛成討論にかえさせていただきます。

また最後に、この3月をもって多くの職員が退職されると聞いておりますが、長年の御労苦に対して心より感謝申し上げます。ありがとうございました。

○議長（木一良政君）

ほかに討論ありませんか。

[発言する者なし]



討論なしと認めます。

これで討論を終結いたします。

これより採決を行います。

議第 68 号 平成 22 年度下呂市一般会計予算、委員長報告は可決です。委員長の報告のとおり決することに賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

挙手多数です。よって、議第 68 号については委員長の報告のとおり可決されました。

議第 69 号 平成 22 年度下呂市国民健康保険事業特別会計（事業勘定）予算、委員長の報告は可決です。委員長の報告のとおり決することに賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

挙手多数です。よって、議第 69 号については委員長の報告のとおり可決されました。

議第 70 号 平成 22 年度下呂市後期高齢者医療特別会計予算、委員長の報告は可決です。委員長の報告のとおり決することに賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

挙手多数です。よって、議第 70 号については委員長の報告のとおり可決されました。

議第 71 号 平成 22 年度下呂市老人保健医療事業特別会計予算、委員長の報告は可決です。委員長の報告のとおり決することに賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

挙手全員です。よって、議第 71 号については委員長の報告のとおり可決されました。

議第 72 号 平成 22 年度下呂市介護保険特別会計（介護サービス事業勘定）予算、委員長の報告は可決です。委員長の報告のとおり決することに賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

挙手全員です。よって、議第 72 号については委員長の報告のとおり可決されました。

議第 73 号 平成 22 年度下呂市介護保険特別会計（保険事業勘定）予算、委員長の報告は可決です。委員長の報告のとおり決することに賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

挙手全員です。よって、議第 73 号については委員長の報告のとおり可決されました。

議第 74 号 平成 22 年度下呂市簡易水道事業特別会計予算、委員長の報告は可決です。委員長の報告のとおり決することに賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

挙手全員です。よって、議第 74 号については委員長の報告のとおり可決されました。

議第 75 号 平成 22 年度下呂市下水道事業特別会計予算、委員長の報告は可決です。委員長の報告のとおり決することに賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

挙手多数です。よって、議第 75 号については委員長の報告のとおり可決されました。

議第 76 号 平成 22 年度下呂市国民健康保険事業特別会計（診療施設勘定）予算、委員長の報告は可決です。委員長の報告のとおり決することに賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

挙手全員です。よって、議第 76 号については委員長の報告のとおり可決されました。

議第 77 号 平成 22 年度下呂市下呂財産区特別会計予算、委員長の報告は可決です。委員長の報告の

とおりに決することに賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

挙手全員です。よって、議第 77 号については委員長の報告のとおり可決されました。

議第 78 号 平成 22 年度下呂市水道事業会計予算、委員長の報告は可決です。委員長の報告のとおり決することに賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

挙手全員です。よって、議第 78 号については委員長の報告のとおり可決されました。

議第 79 号 平成 22 年度下呂市下呂温泉合掌村事業会計予算、委員長の報告は可決です。委員長の報告のとおり決することに賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

挙手全員です。よって、議第 79 号については委員長の報告のとおり可決されました。

議第 80 号 平成 22 年度下呂市立金山病院事業会計予算、委員長の報告は可決です。委員長の報告のとおり決することに賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

挙手多数です。よって、議第 80 号については委員長の報告のとおり可決されました。

休憩いたします。再開は 11 時 15 分といたします。

午前 11 時 03 分 休憩

午前 11 時 15 分 再開

○議長（木一良政君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

---

◎議第 81 号から議第 84 号までについて（議案説明・質疑・討論・採決）

○議長（木一良政君）

日程第 58、議第 81 号 下呂市行政組織条例の一部を改正する条例について、日程第 59、議第 82 号 下呂市行政改革推進委員会設置条例の一部を改正する条例について、日程第 60、議第 83 号 下呂市地域審議会条例の一部を改正する条例について、日程第 61、議第 84 号 下呂市都市計画審議会設置条例の一部を改正する条例について、以上 4 件を一括議題といたします。

議第 81 号から議第 84 号について提案説明を求めます。

総務部長。

○総務部長（今井能和君）

1 ページをお願いいたします。

議第 81 号 下呂市行政組織条例の一部を改正する条例について。

下呂市行政組織条例の一部を改正する条例を別紙のとおり定める。平成 22 年 3 月 19 日提出。

提案理由、組織改革を行うため、当該条例の一部を改正するものでございます。

6 ページをお願いいたします。

下呂市行政組織条例の一部を改正する条例要綱で説明をさせていただきます。

改正理由でありますが、合併による財政特例措置が終了する平成 31 年度の財政の状態をしっかりと見据え、次世代の負担とサービスの提供のあり方に配慮した持続可能な行政運営を強力に進めるための組織改革を平成 22 年 4 月 1 日から実施するため、当該条例の規定を整備するものでございます。

2 番の概要でございませう。

組織改正を行うに当たりまして、以下の事務分掌の変更をお願いするものでございます。

(1)「企画部」を「経営管理部」に名称変更いたします。これは、平成 25 年度までが合理化重点期間であるため、合理化計画、総合計画、財政計画、行政改革の業務を一つの部に集約することで合理化計画の推進及び総合計画の進捗状況を一括管理して、市長の目指す政策実現を目指すセクションとして経営管理部を新設するものでございます。

(2)「健康福祉部」を「福祉部」と「健康医療部」の二つの部にします。これにつきましては、教育委員会の子育て支援業務を市長部局へ移管しまして、児童福祉業務を一本化することに伴います福祉業務の増大と、医療対策業務の拡充に対応するために、健康福祉部を福祉部と健康医療部の二つの部にするものでございます。

(3)総務部に情報施策に関する事務を加えます。情報課を、現在、企画部の方にございますが、これを総務部へ移管することに伴うものでございます。

(4)経営管理部に地域振興及び財政に関する事務を加えます。旧 5 地域の公平性の確保、個別地域の地域づくり計画の確立、それから市全体の大局的な観点から見た事業の効率化、地域の重点施策実現に向けた管理部署との連絡、公共サービスの担い手の育成、今後の振興事務所のあり方等、地域振興に係る事務を経営管理部で進めることとすることと、それから財政課を現在の総務部から経営管理部へ移管することに伴う改正でございます。

(5)福祉部の事務分掌は、福祉事務所、社会福祉、介護保険及び子育て支援に関することとします。先ほど(2)で御説明しましたとおり、健康福祉部を福祉部と健康医療部の二つの部にするによりまして、福祉部の事務分掌を規定するものでございます。

(6)健康医療部の事務分掌は、保健衛生、医療及び小坂国民健康保険診療所に関することとします。この事項につきましても、先ほどの健康福祉部を福祉部と健康医療部の二つの部にするによりまして健康医療部の事務分掌を規定するものでございます。

(7)観光商工部に交流会館に関する事務を加えます。交流会館は、社会教育及び体育施設の部分もありますが、コンベンション的要素が高い施設であるため、教育委員会から観光商工部に業務を移管することに伴うものでございます。

(8)この条例は、平成 22 年 4 月 1 日から施行するものでございます。

次のページをお願いいたします。

議第 82 号 下呂市行政改革推進委員会設置条例の一部を改正する条例について。

下呂市行政改革推進委員会設置条例の一部を改正する条例を次のとおり定める。平成 22 年 3 月 19 日提出。

提案理由、組織改革の実施に伴い、当該条例の一部を改正するものでございます。

10 ページをお願いいたします。

下呂市行政改革推進委員会設置条例の一部を改正する条例要綱で説明をさせていただきます。

1 番、改正理由、組織改革の実地に伴い、下呂市行政改革推進委員会の庶務が総務部から経営管理部に移行するため、当該条例の規定を整備するものでございます。

2 番、概要。(1)「総務部」を削り「行政改革推進担当課」とさせていただきます。

(2)この条例は、平成 22 年 4 月 1 日から施行します。

次のページをお願いいたします。

議第 83 号 下呂市地域審議会条例の一部を改正する条例について。

下呂市地域審議会条例の一部を改正する条例を別紙のとおり定める。平成 22 年 3 月 19 日提出。

提案理由、組織改革の実施に伴い、当該条例の一部を改正するものでございます。

14 ページをお願いいたします。

下呂市地域審議会条例の一部を改正する条例要綱で説明をさせていただきます。

1. 改正理由、組織改革の実施に伴い、下呂市地域審議会の庶務が総合政策課から経営管理部に設置する地域振興課に移行するため、当該条例の規定を整備するものでございます。

2. 概要。(1)「企画担当課」を「地域振興担当課」に変更します。

(2)この条例は、平成 22 年 4 月 1 日から施行します。

次のページをお願いいたします。

議第 84 号 下呂市都市計画審議会設置条例の一部を改正する条例について。

下呂市都市計画審議会設置条例の一部を改正する条例を次のとおり定める。平成 22 年 3 月 19 日提出。

提案理由、組織改革の実施に伴い、当該条例の一部を改正するものでございます。

18 ページをお願いいたします。

下呂市都市計画審議会設置条例の一部を改正する条例要綱で説明をさせていただきます。

1 番、改正理由、組織改革の実施に伴い、下呂市都市計画審議会の庶務は、建設部に新たに設置する建築課に移行するため、当該条例の規定を整備するものでございます。

2 番、概要。(1)「建設部建設担当課」を「都市計画担当課」に変更するものでございます。

(2)この条例は、平成 22 年 4 月 1 日から施行します。

以上で説明を終わらせていただきます。よろしく御審議をお願いいたします。

○議長（木一良政君）

これより本 4 件に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

[挙手する者あり]

3 番 日下部俊雄君。

○3 番（日下部俊雄君）

この計画については、3 月 1 日の総務常任委員会には、資料 5 という資料が示されました。そこでは、平成 26 年 4 月というような期日が示されまして、移行期間と、そしてその後でどうするというようなものが示されました。しかし、今議会に提案されたものは、4 月からの組織ということが示され、また総務常任委員会、昨日も開かれましたが、総務部長の大胆な発言などにより、そのことについては、4 月からこうするというのみが示されたと、そういうふうに理解をしますが、そしてまた、こういう行政組織については、もともとは市長がやりいいように仕事をするという、特に問題がなければ専権事務ということであろうかと思えます。しかし、この中にも出ております振興事務所、特に二つの分庁舎ということで下呂、萩原に庁舎がありますが、庁舎のない小坂と馬瀬と金山の合併 9 町村の振興事務所については、これは合併の約束事でもあり、地域の中核になる施設ということから、この問題については単に市長の専権の組織の問題ということではないと思えます。そのことについて、市長の考えを改めて示してもらいたいことと、それから、今度の振興事務所の中身が変わりますけれども、経営管理部に地域振興課が置かれ、そこで振興事務所の調整というものが入っております。そのことと振興事務所との関係について、これが振興事務所の強化につながるようなことなのか。それとも振興事務所の権限が弱まることになっていくのか、その辺のことがよく理解できないので、その説明をしていただきたいと思えます。

○議長（木一良政君）

市長。

○市長（野村 誠君）

ただいまの御質問の前段について申し上げます。

3月1日の総務委員会に出しました資料につきましては、いろんな思いもあって出しましたけれども、昨日も総務部長も言いましたし私も申しましたが、これは日下部議員もおっしゃったように、私の政策を進めていく中で、ことしの4月からの組織改革ということでございまして、先般の費用については思いが入っておったということだけで御理解いただきたい。私の任期は、あくまでも2年であるということだけは頭に置いて考えておりますので、その後のことについては、またそのときの首長がそれぞれの考えでやられるだろうと思います。

○議長（木一良政君）

総務部長。

○総務部長（今井能和君）

先ほどの後段の質問でございしますが、振興事務所長の権限が弱まるのではないかとということと、地域振興課における地域振興課の役割ということとございしますが、地域振興課におきましては、現在、総合計画はございしますが、それぞれの地域を今後どう発展させていくとか、今後、各地域をどのような格好で施策を進めていくかということとを総合的に振興事務所と協議をしながら計画をつくっていききたいということで、地域の強化を進めるということとございします。

それと、振興事務所長の権限でございしますが、教育室については萩原以外でございしますし、下呂、金山の健康福祉部関係を、今回、振興事務所の所長さんの権限にするということで、それぞれの振興事務所内にある行政事務を統括して指揮・管理していただくということで、そこら辺の権限はかなり強化をされていくということとございしますし、事務決裁規定の中でもそこら辺は配慮しながら、今後、規則を改正していきたいと思っておりますので、よろしく願いをいたします。

〔挙手する者あり〕

○議長（木一良政君）

3番 日下部俊雄君。

○3番（日下部俊雄君）

振興事務所の事務そのものについては、振興事務所が、行ってはみても内容のことはわからないこともありますので、これが振興事務所についてやりやすく、そういうことなのか、ちょっと振興事務所の所長の4人のうち、どなたか代表で答弁をお願いします。

○議長（木一良政君）

振興事務所長を代表して1人答弁をお願いします。

総務部長。

○総務部長（今井能和君）

まだこれから人事異動をやりながら、その中で事務を打ち合わせていくということで、まだ実際事務に当たっていかないと、なかなか答えづらいところがあって、私の方で進めておりますので、地域振興課の方で一つ申しおりましたが、今まで、なかなか振興事務所の意思とか市長さんの考えが振興事務所の方にも伝わらないというようなこともございまして、経営管理部の中に設置する地域振興課を通して振興事務所の意見が市長さんにダイレクトに届き、市長さんの考えが振興事務所にダイレクトに届くような格好で連携をうまく進めていきたいと思っておりますので、その中でも振興事務所の所長さんに権限が少しふえますが、その中で地域の発展のために尽力していただけるものと思っております。

○議長（木一良政君）

ほかにございませんか。

〔挙手する者あり〕

2番 山川博己君。

○2番（山川博己君）

議第81号 下呂市行政組織条例の一部を改正する条例についてですが、6ページの要綱を見て質問しますけれども、(7)の観光商工部に交流会館に関する事務を加えますということになっておりまして、教育部から観光商工部の方に移管されるということだろうというふうに思いますが、確かに交流会館は外部からの交流人口をふやすという一つの大きな目的もございまして、内部的交流、例えば、先日予算委員会的时候にも指摘をしましたが、市民の芸術、文化、あるいは子供たちの芸術、文化に関する活動を下支えするというようなこと、それから市民のスポーツの振興に資するという、もう一つの大きな目的がありますから、全体的に交流会館を見ますと、むしろ総合政策といいますか、企画部的な要素が非常に強いのではないかとこのように私は思っているわけでありましてけれども、これを観光商工部に移管するということになりまして、ともすれば観光の交流人口をふやすという目的に偏っていくのではないかと。また、市民の皆さんからもそういう誤解を受けるのではないかとこのことを思いますが、その点についてはいかがでしょうか。

○議長（木一良政君）

総務部長。

○総務部長（今井能和君）

先ほど説明しましたように、交流会館をどこの担当にするかということについては内部的には協議をしてきましたが、コンベンション的要素が強いということと、観光立市をうたう下呂市としては、観光商工部で管轄していただくのが一番ベストではないかということで、今回、所属としては観光商工部ということにさせていただきました。ただ、山川議員が言われましたように、文化的要素も非常に強いし、スポーツ的要素も非常に多いし、市民の方が使って、下呂市を元気にする施設ということでございまして、それぞれの部局において交流会館の運営には調整していくのは当たり前でございまして、そこから調整については、先ほども言いましたが、大局的な面でも経営管理部の地域振興課の方で調整をとりながらやっていきたいということでございまして、交流会館の方にそれなりの職員を配置していけば、そこから辺については十分皆さんの御期待にこたえられる運営がしていけるものと思っております。

〔挙手する者あり〕

○議長（木一良政君）

2番 山川博己君。

○2番（山川博己君）

交流会館の利用料金につきましても、市民の方から非常に高い利用料金になるのではないかとこの危惧の声も寄せられておりましたけれども、昨日、あるところで話を聞いたんですが、楽屋を会議室として利用すると、1時間100円で使えるということを知りました。非常に低廉な料金で市民の方にも大いに利用していただけるようになっているのかなということを知りましたので、ですから、市民の方の利用もどんどん促進するという意味で、観光商工部に移管されたということが市民に誤解を与えないように、市役所の中、横断的にこれを運営していただきたい。非常に期待をされている施設でありますし、年間のコストもかかるわけですので、そういう意味で市民の方に誤解を与えないようなPRに努めていただきたいというふうにお願いをいたしますが、市長、答弁ありましたら。

○議長（木一良政君）

市長。

○市長（野村 誠君）

今、おっしゃった趣旨は十分私も理解しておりますが、もとより市民の皆さんが利用していただくのは当然であります、やはり交流会館、市民を含めて内外の皆さんに御利用いただくのが下呂市にとってありがたいことでもありますので、たまたま今回、組織改革の中で観光商工部にいたしました、観光商工部の職員は職員として、また交流会館は交流会館の職員として配置いたします。そういった中で、当然、社会教育、社会体育につきましては、今までどおり教育委員会の方で担当しながら、連携を持ちながらそういったことで運営してまいりますので御心配ないと思いますし、またPRにつきましても十分配慮してまいります。よろしくをお願いします。

〔挙手する者あり〕

○議長（木一良政君）

5番 伊藤巖悟君。

○5番（伊藤巖悟君）

今の関連になりますけれども、これはイメージ的な問題が非常に大事だというふうに私は思っております。と申しますのは、この交流会館については、下呂市としては膨大なお金がかかって、けれども出発の時点から5ヵ町村が一つになったのだから、そういう意味で市民皆さんのある意味での心のよりどころといたしますか、一つになれるシンボリックなものということで私も賛成をしてきたという経緯があります。そういう経緯から踏まえまして、今回、これが実際の運営の年度に入るわけですけれども、私は、市民の皆さんが特定なことにより重点を置いて使われるというようなイメージにならないように、要するに市民みんなの財産ですよ。この前段には、今の県立下呂温泉病院も上へ行きますが、ある意味でそのリハビリ的な意味での交流ができるやにというような意味合いのことも含めて賛成をしてきたという経緯を持っております。したがって、例えば申し込みをし、利用したいというときに、商工観光部だから、その行事計画が優先されるようなことのイメージが市民に不安を与えないような、これは非常に繊細な気配りが必要であろうと思います。したがって、どうかその辺については、これからも指摘をすることは幾らでもありますので、順次、これは市民の財産ということの前段の中で、より効果的に市民の皆さんに理解していただけるような配慮をしていただきたいと思いますということを申し上げ、その点についての意見を伺いたいと思います。

○議長（木一良政君）

市長。

○市長（野村 誠君）

先ほども申しましたように、これは合併前から、市民の皆さんが待ち望んでみえた施設でございますので、市民の皆さんに利用していただくのは当然でありますし、社会体育、スポーツ、文化を通じまして、下呂市のイメージが上がっていく。また、市民の皆さんの健康も増進されるという大切な施設であるということは重々認識しておりますので、今の御意見を重々腹に置きながら進めてまいりたいと思いますので、よろしくをお願いします。

〔挙手する者あり〕

○議長（木一良政君）

5番 伊藤巖悟君。

○5番（伊藤巖悟君）

1点だけ、私なりの思いで助言をさせていただきますと、2億以上の運営費がかかる。収入は非常に少ないという施設であります。したがって、逆に執行部側にその辺のことをしっかり頭に置きながら事に当たっていただきたいということを申し上げておきます。以上です。

○議長（木一良政君）

ほかに質疑ありませんか。

〔発言する者なし〕

これで質疑を終結いたします。

ただいま説明をいただきました議第81号から議第84号の4議案については、会議規則第37条第3項の規定によって、委員会付託を省略したいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、議第81号から議第84号の4議案については、委員会付託を省略することに決定いたしました。

これより討論を行います。

まず、本4件に反対者の発言を許可いたします。

討論ありませんか。

〔発言する者なし〕

次に、原案に賛成者の発言を許可いたします。

討論ありませんか。

〔発言する者なし〕

討論なしと認めます。

これで討論を終結いたします。

これより採決を行います。

議第81号 下呂市行政組織条例の一部を改正する条例について、本件を原案のとおり決することに賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

挙手全員です。よって、議第81号については原案のとおり可決されました。

議第82号 下呂市行政改革推進委員会設置条例の一部を改正する条例について、本件を原案のとおり決することに賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

挙手全員です。よって、議第82号については原案のとおり可決されました。

議第83号 下呂市地域審議会条例の一部を改正する条例について、本件を原案のとおり決することに賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

挙手全員です。よって、議第83号については原案のとおり可決されました。

議第84号 下呂市都市計画審議会設置条例の一部を改正する条例について、本件を原案のとおり決することに賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

挙手全員です。よって、議第84号については原案のとおり可決されました。



○議長（木一良政君）

日程第 62、閉会中の委員会継続調査申し出についてを議題といたします。

各常任委員長、議会運営委員長及び各特別委員長から、会議規則第 104 条の規定により、お手元に配付しました申出書のとおり所管事務等について閉会中の継続調査の申し出がありました。

お諮りいたします。各委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、各委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定いたしました。

---

◎委員会提出議案第 1 号について（議案説明・採決）

○議長（木一良政君）

日程第 63、委員会提出議案第 1 号 下呂市議会会議規則の一部を改正する規則についてを議題といたします。

委員会提出議案第 1 号について趣旨説明を求めます。

議会運営委員会委員長 田口幸雄君。

○議会運営委員長（田口幸雄君）

ただいま提案されました委員会提出議案第 1 号 下呂市議会会議規則の一部を改正する規則について。

上記規則を別紙のとおり提出する。平成 22 年 3 月 19 日、下呂市議会運営委員会委員長 田口幸雄。提案の理由を申し上げます。

地方自治法の一部改正により、下呂市議会の協議または調整を行う場を設けるため、当該規則の一部を改正するものであります。

2 枚めくっていただきまして、新旧対照表の中に第 159 条関係の別表がありますように、この五つの会議、または懇談会、全員協議会、正副委員長会議、委員会協議会、会派代表者会議、議員懇談会、この五つの会議については、公務災害に適用するものであります。

もう 1 枚めくっていただきまして、改定理由と概要を申し上げます。

下呂市議会会議規則の一部を改正する規則の要綱。

1 番として、改正理由、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）の一部改正に伴い、当該規則の規定を整備するものであります。

2 番、概要。(1)議案の審査または議会の運営に関し、協議または調整を行うための場を設けることができる規定が地方自治法第 100 条第 12 項として追加されたことに伴い、下呂市議会の協議会等の場を新たに定めるものであります。第 159 条関係。

2 番として、この規則は、公布の日から施行します。以上でございます。

○議長（木一良政君）

質疑、討論を省略し、これより採決を行います。

委員会提出議案第 1 号 下呂市議会会議規則の一部を改正する規則について、本案を原案のとおり決することに賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

挙手全員です。よって、委員会提出議案第 1 号については原案のとおり可決されました。

◎委員会提出議案第2号について（議案説明・採決）

○議長（木一良政君）

日程第64、委員会提出議案第2号 核兵器廃絶の国際条約締結に向けて積極的な働きかけを求める意見書についてを議題といたします。

委員会提出議案第2号について趣旨説明を求めます。

13番 中島達也君。

○総務常任委員長（中島達也君）

委員会提出議案第2号 核兵器廃絶の国際条約締結に向けて積極的な働きかけを求める意見書。

上記意見書を別紙のとおり提出する。平成22年3月19日、下呂市議会総務常任委員会委員長 中島達也。

意見書を読み上げて、提案理由とさせていただきます。

核兵器廃絶の国際条約締結に向けて積極的な働きかけを求める意見書。

米国のオバマ大統領は、昨年4月5日にプラハで行った演説において、核兵器廃絶に向けて国として取り組むことを初めて明示するとともに、「核兵器を使用したことがある唯一の核兵器国として、米国は行動する道義的責任がある」と述べ、「核兵器のない世界」に向けて「一緒になって平和と進歩を求める声を高めなければならない」と世界に向けて協力を呼びかけている。

さらに、核兵器不拡散条約（NPT）運用検討会議の第3回準備委員会で読み上げられたメッセージでは、「核兵器のない世界の平和と安全保障の追求」を改めて訴え、「米国がNPTの約束を果たす」と表明した。

こうした国際的な動きは核兵器廃絶への機運として高まってきている。

よって、国におかれては、世界でただ一つの被爆国として、ことしの核不拡散再検討会議において、2000年に合意された核兵器廃絶の明確な約束を再確認し、履行に向けた主導的役割を果たすとともに、核保有国を初め、国際社会に対し、核兵器廃絶の国際条約締結を目指した国際交渉の開始に向けて、積極的な働きかけをされるよう強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成22年3月19日、岐阜県下呂市議会。衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、外務大臣あてでございます。以上です。

○議長（木一良政君）

質疑、討論を省略し、これより採決を行います。

委員会提出議案第2号 核兵器廃絶の国際条約締結に向けて積極的な働きかけを求める意見書について、本案を原案のとおり決することに賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

挙手多数です。よって、委員会提出議案第2号については原案のとおり可決されました。

追加日程がございますので、ただいまより配付いたします。

〔追加議事日程配付〕

12時を過ぎますが、このまま続行しますので、御了承をお願いします。

日程についてお諮りいたします。ただいまお手元に配付しております追加日程第1、委員会提出議案第3号 下呂市議会委員会条例の一部を改正する条例についてから追加日程第3、委員会提出議案第5号 保育制度改革に関する意見書についてまでの3件を日程に追加し、議題としたいと思います。これ

に御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、追加日程第1、委員会提出議案第3号 下呂市議会委員会条例の一部を改正する条例についてから追加日程第3、委員会提出議案第5号 保育制度改革に関する意見書についてまでの3件を日程に追加し、議題といたします。

---

◎委員会提出議案第3号について（議案説明・採決）

○議長（木一良政君）

追加日程第1、委員会提出議案第3号 下呂市議会委員会条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

委員会提出議案第3号について趣旨説明を求めます。

議会運営委員会委員長 田口幸雄君。

○議会運営委員長（田口幸雄君）

ただいま提案されております委員会提出議案第3号 下呂市議会委員会条例の一部を改正する条例について。

上記条例を別紙のとおり提出する。平成22年3月19日、下呂市議会運営委員会委員長 田口幸雄。提案理由、下呂市行政組織の変更により、当該条例の一部を改正するものであります。

2枚めくっていただきまして、改正の理由と概要を申し上げます。

下呂市議会委員会条例の一部を改正する条例要綱。

1番として、改正理由、市の行政組織の変更に伴い、当該条例の規定を整備するものであります。

2番、概要として、(1)市の行政組織が変更されることに伴い、総務常任委員会の所管中「企画部」を「経営管理部」に改め、教育民生常任委員会の所管中「健康福祉部」を「福祉部」と「健康医療部」に改めるものであります。第2条関係でございます。

(2)として、この条例は、平成22年4月1日から施行します。附則関係でございます。以上でございます。

○議長（木一良政君）

質疑、討論を省略し、これより採決を行います。

委員会提出議案第3号 下呂市議会委員会条例の一部を改正する条例について、本案を原案のとおり決することに賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

挙手全員です。よって、委員会提出議案第3号については原案のとおり可決されました。

---

◎委員会提出議案第4号について（議案説明・採決）

○議長（木一良政君）

追加日程第2、委員会提出議案第4号 日米F T A（自由貿易協定）に反対する意見書についてを議題といたします。

委員会提出議案第4号について趣旨説明を求めます。

建設経済常任委員会委員長 一木良一君。

○建設経済常任委員長（一木良一君）

委員会提出議案第4号 日米F T A（自由貿易協定）に反対する意見書。

上記意見書を別紙のとおり提出する。平成22年3月19日、下呂市議会建設経済常任委員会委員長 一木良一。

次のページを読み上げさせていただきます。

日米F T A（自由貿易協定）に反対する意見書。

F A O（国連食糧農業機構）は、飢餓人口が10億人を突破したことを発表し、農水省のまとめた世界の穀物需給予測においても、穀物は今後不足の度合いを強め、10年後の国際価格は3ないし5割高になる見通しを示している。

こうした流れの中で明らかなのは、これまでの輸入自由化万能論の立場ではなく、それぞれの国が主要食糧の増産を図り、食料自給率の向上を推進すること以外に深刻な世界の食料問題は解決することができないという事実である。

この事態は、W T O農業協定路線の見直しを強く求めると同時に、この路線を前提としたE P A・F T A協定の見直しも求めている。

日米においてF T A締結がなされれば、米国の安い農産物が日本の市場に流入し、米や牛肉などの価格の暴落は避けられないこととなり、我が国の農業に壊滅的な打撃を与えるとともに、安全で安心な国内産の食料を求める国民の願いにも背くことになる。

現在、我が国が輸出競争力を持つ鉱工業製品の関税はかなり低く、米国のねらいは、我が国農産物の関税を撤廃させることにあり、一たん交渉が始まれば取り返しのできない事態を招くことが懸念される。

今、求められていることは、食料自給率の向上、さらには、国土の保全や水源の涵養など多面的機能の維持・確保に向け、農業の再生を図ることである。

よって、国におかれては、農業が持続可能となるよう各種施策をより積極的に推進され、米国とのF T A交渉を行わないよう強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成22年3月19日、岐阜県下呂市議会。衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、農林水産大臣様でございます。

○議長（木一良政君）

質疑、討論を省略し、これより採決を行います。

委員会提出議案第4号 日米F T A（自由貿易協定）に反対する意見書について、本案を原案のとおり決することに賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

挙手多数です。よって、委員会提出議案第4号については原案のとおり可決されました。

---

◎委員会提出議案第5号について（議案説明・採決）

○議長（木一良政君）

追加日程第3、委員会提出議案第5号 保育制度改革に関する意見書についてを議題といたします。

委員会提出議案第5号について趣旨説明を求めます。

教育民生常任委員会委員長 二村金吾君。

○教育民生常任委員長（二村金吾君）

委員会提出議案第5号 保育制度改革に関する意見書。

上記意見書を別紙のとおり提出する。平成22年3月19日、下呂市議会教育民生常任委員会委員長 二村金吾。

次ページを朗読して提案説明とさせていただきます。

保育制度改革に関する意見書。

全国どの地域においても子供たちが健やかに育ち、保育を受ける権利が平等に保障されるためには、保育における国と自治体の公的責任が不可欠である。地方分権の推進には、全国どこでも守るべきナショナルミニマム保障の仕組みを確立することが必要である。最低基準を地方自治体にゆだねるのではなく、国の責任において底上げし、財政保障を行うこととあわせて規制緩和の推進ではなく、国と地方自治体の責任を明記した現行保育制度を基本にしつつ、保育施策を拡充することが求められている。

よって、国においては、保育制度改革の議論を進めるに当たり、子供の権利を最優先に、地方の実情を踏まえた上で、国と地方の責任のもとに実施する充実した制度とされるよう、以下の事項について強く要望する。

1. 児童福祉法 24 条に基づく現行保育制度を堅持・拡充すること。
2. 保育に格差が生じる直接契約・直接補助方式の導入を基本とした保育制度改革は行わないこと。
3. 保育の質の低下につながる保育所最低基準の廃止・引き下げは行わず、抜本的に改善すること。
4. 保育所、幼稚園、学童保育、子育て支援施策関連予算を大幅に増額すること。
5. 子育てにかかわる保護者負担を軽減し、雇用の安定や労働時間の短縮など、仕事と子育ての両立が図られるよう社会的環境整備を進めること。

以上、地方自治法第 99 条の規定により意見書を提出する。

平成 22 年 3 月 19 日、下呂市議会。内閣総理大臣、財務大臣、厚生労働大臣、総務大臣、衆議院議長、参議院議長様。以上でございます。

○議長（木一良政君）

質疑、討論を省略し、これより採決を行います。

委員会提出議案第 5 号 保育制度改革に関する意見書について、本案を原案のとおり決することに賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

挙手多数です。よって、委員会提出議案第 5 号については原案のとおり可決されました。

ここで、市長より発言の申し出がありましたので、許可いたします。

市長。

○市長（野村 誠君）

ここに、平成 22 年第 3 回下呂市定例会が閉会されるに当たり、一言ごあいさつを申し上げます。

まずもって 18 日間にわたり議員の皆様には慎重審議を尽くされ、貴重な御意見、御提言をいただきまして、まことにありがとうございました。またさらに、提案いたしました平成 22 年度下呂市一般会計予算を初め全議案を可決・決定いただきまして、まことにありがとうございました。御礼申し上げますとともに感謝申し上げます。

初日、提案説明で申し上げましたように、この予算編成に当たりましては、総合計画の後期計画、行政改革実施計画予算を一体的にとらえながら、人口の減少、税の減少を見込み、地方交付税の町村合併の特例が終了する平成 31 年度以降のあるべき姿を基本に行ったものであります。今後、国・県の動向に注視し、安心・安全なまちづくり、元気なまちづくり、信頼できる市政運営を柱に、選択と集中を進めていかなければならないと強く感じております。

今後とも、市民、議会の皆様の御理解、御協力のもとに行政改革の取り組みを一層推進し、持続可能な下呂市の姿を見据えた健全な行財政運営に取り組んでまいりたいと思います。この議会を終わるに当

たりまして、簡単でございますがお礼を申し上げまして、ごあいさついたします。ありがとうございました。

---

◎閉会の宣告

○議長（木一良政君）

これもちまして本定例会に付議されました議案はすべて議了いたしました。

平成 22 年第 3 回下呂市議会定例会を閉会いたします。御苦労さまでした。

午後 0 時 04 分 閉会

以上会議の次第を記載し、その相違ないことを証するためここに署名する。

平成 22 年 3 月 19 日

議 長 木 一 良 政

署名議員 13 番 中 島 達 也

署名議員 14 番 熊 崎 兼 治